

第7章 朝鮮半島有事と日本の対応

道下徳成
東清彦

はじめに

朝鮮半島の緊張を高める要因には、「朝鮮半島有事」と「急変事態」の二つがある。「朝鮮半島有事」とは、基本的に北朝鮮の韓国に対する武力侵攻により、朝鮮半島で大規模な戦争が発生することを想定したものである。これに対し「急変事態」とは、北朝鮮内部で生じる突発的な事態により、北朝鮮の政治体制が不安定化あるいは崩壊することを主に想定するものである。

一九五三年に朝鮮戦争が休戦を迎えてからも、北朝鮮が韓国に対して軍事的に優位に立っていた一九八〇年代までは、「朝鮮半島有事」が朝鮮半島における安全保障の中心課題であった。特に、一九六〇年代から七〇年代にかけては、北朝鮮の軍事行動によってプエブロ号事件や板門店ポプラ事件などが発生し、朝鮮半島が一触即発の危機に直面した(道下二〇一三)。しかし、一九九〇年代に入って共産圏の崩壊、金日成キムイルソンの死去、北朝鮮における食糧危機などが相次いで発生すると、「朝鮮半島有事」に加えて、北朝鮮の「急変事態」が新たな課題として注目され始めた。そして、二〇一一年末に金正日キムジョンイルが死去し、

若い金正恩が北朝鮮の最高指導者になると、改めて「急変事態」発生の可能性が取りざたされるようになった。こうした情勢を踏まえ、韓国防衛を担う米韓両国の政府と軍は、「朝鮮半島有事」と「急変事態」のそれぞれに対応する計画を準備してきた。

「朝鮮半島有事」と「急変事態」への対応を一義的に担ってきたのは米韓両国であるが、日本も両国を後方から支える重要な役割を果たしてきた。朝鮮半島の安全保障における日本の役割は大きく分けて二つある。第一は作戦基地としての役割であり、特に朝鮮半島で戦う米軍に基地を提供するという重要な役割を担っている。朝鮮半島有事において米軍が効果的に軍事作戦を遂行するためには、日本にある基地の使用が不可欠である。第二は、より直接的な役割で、韓国に対する米国の防衛コミットメントが陰りをみせた一九六〇年代から七〇年代にかけて、日本は韓国の防衛産業の育成を支援することによって韓国防衛を助けた。また、一九九〇年代以降は朝鮮半島で戦う米軍に後方支援を行うようになった。「周辺事態法」などに基づく日本の対米支援は不可欠とまではいえないにせよ、米国の作戦行動を効率化・円滑化するうえで重要な意味をもつ。

ところが近年、朝鮮半島における軍事バランスが韓国に有利になったことや、歴史問題や領土問題の深刻化で日韓関係が悪化したこと、そして中韓関係が緊密化したことなどによって、日韓の安全保障協力が停滞傾向をみせるようになった。しかし、中国の急速な軍拡を背景として、韓国を含む地域諸国との安全保障パートナーシップの強化は日本の国家安全保障戦略の重要な柱の一つとなりつつある。このため、今後、日韓の安全保障関係がどのような方向に向かうのかは、日韓両国だけでなく東アジア地域の将来にも重要な影響を与えるものと考えられる。

こうした認識のもと、本章では、第一に、「朝鮮半島有事」と「急変事態」に関して、米韓両国がどのような対策をとってきたのかを紹介し、第二に、日本が朝鮮半島の安全保障にどのように取り組んできたのかを明らかにし、最後に、日本の安全保障戦略における韓国の位置づけと今後の日韓安全保障協力の方角性について検討する。

1 「朝鮮半島有事」と「急変事態」に関する米韓の対備計画

「朝鮮半島有事」への対応——作戦計画五〇二七

現在、韓国の防衛を軍事作戦面で担っているのは、米陸軍大將を司令官とする米韓連合軍司令部 (ROK-US Combined Forces Command) である。米韓連合軍司令部は、これまでに、北朝鮮の核施設を破壊するための「作戦計画五〇二六」、北朝鮮の本格的な武力攻撃に備える「作戦計画五〇二七」、偶発的な事態に対応する「作戦計画五〇二八」、北朝鮮の急変事態に備える「作戦計画五〇二九」、北朝鮮を不安定化させるための「作戦計画五〇三〇」などを策定してきたとされる。このなかで最も重要なものが、北朝鮮の本格的武力攻撃に備えるための「作戦計画五〇二七」である。

「作戦計画五〇二七」は一九七四年に初めて策定された。当時は北朝鮮の軍事力が韓国を大きく凌駕していた時代で、米韓両国は北朝鮮の武力攻撃の可能性に強い懸念をもっていた。こうしたなかでソウル防衛を担う米韓第一軍団司令官に赴任したジェームズ・ホリングスワース中将は、ソウルの経済的な重要性が一層高まってきたことなども踏まえ、北朝鮮の攻撃があった場合、状況に応じて首都ソウルを

東西に流れる漢江以南まで後退するという消極的な考え方を放棄し、ソウル以北で北朝鮮の侵攻を阻止するという積極的な作戦概念を採用した。そして、前方防衛戦略として、B-52戦略爆撃機による空爆を行うなど、米韓両軍の火力を大量に投入して北朝鮮軍のソウル侵攻を阻止し、強力な反撃により九日間で勝利するというシナリオを策定したのである(オーバーードファーニョ二〇〇二)。これが初期の「作戦計画五〇二七」の概要であった。同計画は作戦計画の英語略称である「OPLAN(Operation Plan)」を冠し、策定年代も付して「OPLAN五〇二七・七四」とも呼ばれた。

その後、一九七八年に米軍と韓国軍を作戦統制する米韓連合軍司令部が設置されると、同司令部が「作戦計画五〇二七」を引き継いだ。米韓連合軍司令部は、北朝鮮の軍事戦略の変化や朝鮮半島における軍事バランスの変化に対応し、計画の見直しを続けた。一九八〇年代には米陸軍の開発した「エアランド・バトル(空地戦)」概念を導入し、北朝鮮の前方・後方に同時に先制・縦深攻撃をかける攻撃的な作戦概念を導入した。その結果、一九八三年に行われた合同軍事演習「チーム・スピリット」には、米空母「エンタープライズ」が初めて参加し、最新鋭の航空機などが多数投入され、野外機動作戦でも強力な航空火力の支援を受けて敵の後方を攪乱する「エアランド・バトル」が展開された。

一九九四年に改訂された「作戦計画五〇二七・九四」は、北朝鮮が仕掛けた戦争に勝利するだけでなく、北朝鮮政権を壊滅させるという目的を加え、発展させたものとなった。報道によると、「作戦計画五〇二七・九四」は次のような五段階で構成されていたという。

第一段階——戦争の兆候があれば、米国本土から迅速展開抑止戦力を朝鮮半島に配備し、戦争を予防

する。

第二段階——戦争が勃発した場合、北朝鮮軍の南侵をソウル以北地域で阻止しながら、優勢な空軍力で平壤等の要地を爆撃する。

第三段階——北朝鮮の主戦力を撃滅し、休戦ラインを突破して、清川江まで北進する(この段階で鴨緑江まで進撃するかどうかは、中国との関係を考慮し、状況により検討する)。

第四段階——平壤を孤立させ、北朝鮮内の占領地域に対する軍政を実施する。

第五段階——韓国主導で朝鮮半島統一を達成する。

一九九八年に策定された「作戦計画五〇二七・九八」は、全面戦争が起きた場合には金正日政権を崩壊させることを目標とし、米韓連合軍は中朝国境を流れる鴨緑江と豆満江まで進撃して北朝鮮全土を占領し、南北朝鮮の統一を実現することを盛り込んだといわれる。それまでの「作戦計画五〇二七」は、北朝鮮の清川江—元山ラインまでの進撃しか想定しておらず、中朝国境まで進撃することは、中国との関係を考慮して明確にしてこなかった。また、「作戦計画五〇二七・九八」は、北朝鮮が生物化学兵器等の大量破壊兵器を使用する可能性も想定し、北朝鮮が戦争を準備しているという確証を得れば、その軍事基地に対して先制攻撃する戦略概念も導入した。

二〇〇〇年になると、米国は有事の際に六九万人の兵力を朝鮮半島に配備できるように、「時系列戦力・展開データ(time-phased force and deployment data: TPFD)」を発展させた「作戦計画五〇二七・〇〇」を策定した。これは、九〇年代初めに四八万人、九〇年代中盤に六三万人に設定されていた展開

兵力を増加させるものであり、同時に艦艇約一六〇隻、航空機約一六〇〇機を米国から朝鮮半島に展開するというものであった。

「九・一一テロ事件」の発生後に改訂された「作戦計画五〇二七―〇二」では、米軍が北朝鮮の最高指導者である金正日を攻撃する軍事オペレーションも追加された。また、二〇〇二年の夏にはラムズフェルド米国国防長官の側近が、北朝鮮の大量破壊兵器を除去するため、韓国政府の承諾なしにブッシュ政権の新政策である単独の「先制攻撃」を実施することを模索した。このシナリオはパウエル国務長官やフアゴ米太平洋軍司令官らの反対で採択されなかったものの、米国は北朝鮮に対する、より攻撃的な軍事作戦を模索するようになった。二〇〇三年三月に行われた米韓合同軍事演習「フォール・イーグル」は、イラク戦争の開戦当日にフセイン大統領の殺害を狙ってバグダッド上空まで潜入した米空軍のF-117ステルス攻撃機が六機も投入され、空母戦闘群や強襲揚陸艦即応群も参加するなど、「チーム・スピリット」以来の大規模なものになった。このような背景には、イラク戦争を推進した、ジョージ・W・ブッシュ政権の新保守主義者（ネオコン）の影響があったといわれる。彼らは、「北朝鮮が核開発を進めるのであれば、米国は軍事行動を辞さない」とする強硬な考えをもっていた。

二〇〇五年一〇月に韓国統一部の国会国政監査の場で進歩派の議員が明らかにしたところによると、二〇〇二年一二月に米韓の国防相（米国はラムズフェルド、韓国は李俊^{イ・ジュン}）が署名した「戦略企画指針」は、「作戦計画五〇二七」の作戦目的として、①北朝鮮軍を撃滅する、②北朝鮮政権を除去する、③朝鮮半島の統一条件を醸成する、ことを挙げていた。また、この「戦略企画指針」は、北朝鮮の核・生物・化学兵器とその運搬手段、ならびに指揮・統制システムの破壊および無力化も目的にするとしており、

「作戦計画五〇二七―〇四」には、北朝鮮の核・ミサイル攻撃に対抗するため、精密爆撃技術を活用し、重要目標を攻撃することが盛り込まれた。

一方、北朝鮮では破綻した経済状況の中で軍の規律は乱れ、通常兵器も老朽化が進んでいるため、北朝鮮が韓国に対して成功裏に本格的な武力侵攻作戦を遂行することは難しいとみられている。その結果、朝鮮半島で本格的な武力紛争が発生する可能性は低下傾向にあるといえる。

しかしながら、二〇一〇年にみられた韓国哨戒艦「天安」^{アンサン}撃沈事件や延坪島^{ヨンピョンド}砲撃事件のように、北朝鮮が紛争地域を限定した局地戦を敢行する可能性は依然として残っている。このような、全面戦には至らない偶発的な事態を想定した計画として、一九九六年に策定された「作戦計画五〇二八」があるといわれる。

「急変事態」への対応——作戦計画五〇二九

北朝鮮体制の自壊、つまり北朝鮮の「急変事態」の懸念が強まったのは一九九〇年代中盤からである。一九九七年に米韓両国の国防相が朝鮮半島における戦争以外の事態にも軍事的に共同で対応することで合意すると、一九九九年末には米韓連合軍司令部が北朝鮮の「急変事態」に対応するための「概念計画五〇二九（Concept Plan or CONPLAN 5029）」を策定した。「作戦計画」が、作戦概念を明示したうえで、計画を実行する部隊を指定し、任務、機能、展開手続き、動員資源などを細かく示したものであるのに対し、「概念計画」は、与えられた任務遂行の方法を概略的に記した簡単なものである。

「五〇二九」は、北朝鮮が不安定化した場合に、それを誰がどのように管理するかという、韓国の主

権にも関わる政治的・法的に難しい側面をもっている。例えば、韓国の憲法は北朝鮮地域を韓国の領域と位置づけているため、北朝鮮が崩壊した場合に韓国は「自国の領域に対する施政権を回復する」という位置づけで対応すると考えられる反面、米国は北朝鮮を「国連にも独自に加盟している主権国家」として扱う可能性がある。このような米韓間の立場の違いなどを背景として、「五〇二九」の策定過程で米韓間に次のような摩擦が発生したこともあった。

ブッシュ政権下の二〇〇三年、米国側からの提案により、「五〇二九」を「概念計画」から、より詳細な「作戦計画」に発展させる方向で米韓両国が合意し、米韓連合軍司令部は「作戦計画五〇二九一〇五」の草案を作成した。しかし、二〇〇五年二月、この草案を精査した韓国の国家安全保障会議は、「作戦計画の草案に主権を侵害する要素が含まれていた。特に、北朝鮮の侵攻ではなく、北朝鮮の内部で異常事態が発生する程度状況において、米国が軍事作戦権（作戦統制権）を行使するようになっており、わが政府（韓国政府）としては到底受け入れられない」との理由で、同計画についての協議中断を米国側に通達した。これは、「作戦計画五〇二九」の草案が、北朝鮮に戦争以外の「急変事態」が発生した場合でも、それに対応するのは韓国政府ではなく、米国の陸軍大將が司令官を務める米韓連合軍司令部であると規定していたためであった（李二〇一四）。ところが、米国は韓国の決定に強く反発し、米韓の緊密な協力を重視する韓国の国防部も米国に同調したため、双方が数回協議した結果、二〇〇五年六月に両国は、「概念計画五〇二九」を正式な作戦計画に格上げしないまま、補完・発展させていくことで合意した。

「概念計画五〇二九」を作戦計画に格上げする問題は、李明博政権下の二〇〇八年八月に北朝鮮の最

高指導者である金正日総書記が脳卒中で倒れ、健康が悪化した事実が伝えられたことをきっかけに、再び現実味をもって検討された。同年九月に李相熙国防部長官は国会で「五〇二九」の概念計画から作戦計画への転換について問われ、「局地戦挑発にしろ、全面戦にしろ、万が一の状況に備え、計画を展開させている」と述べ、「五〇二九」を具体化させていることを示唆した。シャープ在韓米軍司令官も同年二月の演説で「米韓両国軍は今年、北朝鮮との全面戦について本格的な準備を行っただけでなく、北朝鮮の不安定化事態、政権交代のようなシナリオについてもしっかりと備えた」と述べた。

報道によれば、米韓は二〇〇九年一月に概念計画から作戦計画に格上げした「作戦計画五〇二九」を完成させ、北朝鮮の「急変事態」を五つのケースに分類・整理したという。具体的には、①核、ミサイル、生物化学兵器などの流出、②北朝鮮の政権交代やクーデターなどにもなう内戦、③北朝鮮内における韓国人の人身事件、④北朝鮮住民の大規模な脱北事態、⑤大規模な自然災害、である。②のケースについては、さらに、②-a 最高指導者の暗殺やクーデターによる内戦、②-b 住民蜂起による不安定状態の二ケースに分けられているとの見方もある。

韓国独自の対備計画

韓国は米国との連合作戦計画とは別に、朝鮮半島で武力紛争が発生した場合に北朝鮮地域を管理・統一する必要性に迫られる可能性を踏まえ、一九六〇年代から対備計画を策定してきた。具体的には、一九六八年の韓国大統領暗殺を目論んだ青瓦台襲撃事件を契機に、非常事態に備える「忠武計画」を作成した。その後、盧泰愚政権下の一九九〇年にドイツ式吸収統一をモデルにした「平和計画」の策定に着手

し、一九九一年には北朝鮮政権の崩壊に備えて具体的な準備に取り掛かり、統一コストの問題等を中心にした「統合対備計画」を作成した。「統合対備計画」は、一九九三年に発足した金泳三政権のもとで、北朝鮮の急変事態を、①危機、②過渡期、③統合の三段階に分け、段階別の措置を盛り込んだとされている。一九九四年に金日成主席が死去した際には、この計画を中心に対策が検討されたという。また、金泳三政権は金日成の死去後、北朝鮮崩壊の懸念が高まったことを受けて、従来の「忠武計画」を補完し、北朝鮮を統一するための「忠武九〇〇〇計画」と、北朝鮮からの避難民などに備えるための「忠武三三〇〇計画」を作成した。これらの計画は、二〇〇四年に米国側が軍事面における「概念計画五〇二九」に対応する、非軍事面での行動計画の策定を求めてきたため、盧武鉉政権下でさらに具体化され、「応戦自由化計画」とも呼ばれるようになった。

「忠武九〇〇〇計画」は、紛争発生時に北朝鮮体制が崩壊したり、崩壊が切迫したりした時、北朝鮮地域を失地回復して韓国側が管轄統治するという内容である。北朝鮮崩壊時は、韓国が統治機構を派遣し、統一部長官が「総督」の役割を果たす。また、これとは別に、戦争や非常時にだけ稼動する秘密法である「戦時臨時特例法」が準備されているともいわれていた。有事の際、北朝鮮に極度の混乱状態が起こったり、体制が崩壊したりすれば、「忠武九〇〇〇計画」と「戦時臨時特例法」に依拠して、北朝鮮に非常統治機構である「自由化行政本部」を設置することになっていたとされる。この機構は韓国の政府構成と類似しており、最初は統一部職員たちを投入し、順次、各部処(省庁)から派遣された韓国の公務員たちが、職能別に北朝鮮体制を接収するための準備作業をする。

「忠武三三〇〇計画」は、北朝鮮が内戦に陥ったり、大量脱北などの非常事態が発生したりした場合、

北朝鮮内にいる韓国国民をまず救出したうえで、北朝鮮からの避難民を收容するための計画である。具体的には、東西の海岸地域や軍事分界線を通じて到来する北朝鮮避難民を收容するため、施設を市・道別に体育館、学校など公共施設を中心に選定して、有事の際に稼動させる(合計二〇万人收容)。また、軍当局は、これとは別に、前方配置されている陸軍六個軍団に一カ所ずつ、東海岸の海軍第一艦隊司令部と西海岸の海軍第二艦隊司令部に二カ所ずつの計一〇カ所の脱北避難民收容所を設置していると伝えられている。

二〇〇三年には、北朝鮮からの大規模避難民流入に備え、非武装地帯(DMZ)とともに黄海と日本海の北方限界線(NLL)を遮断する「封鎖計画」を作成したとされる。国家安全保障会議と国防部が中心となって作成した本計画は、地上、海上を通じた避難民流入と、それに対する軍事的な封鎖作戦などの段階別対応と避難民対処案を含むものであるという。

近年では、二〇〇九年に「作戦計画五〇二九」が完成したことを受け、韓国は「復興」という名称の急変事態に備えた独自の緊急時対応計画を作成した。同計画は、情報機関である国家情報院が中心となり、政府系シンクタンクである国家安保戦略研究所や統一研究院も動員し、完成させたという。「復興」は、「忠武計画」が政府機関ごとの縦割り計画となっていた欠点を補い、政府レベルで統合したものであるという。報道によれば、これにともない「忠武計画」はすでに破棄されたという。

「復興」では、北朝鮮の急変事態を事故型、軍部クーデター型、住民抵抗型などの三つか四つのケースに分類した上、さらにケース別のシナリオごとに行政措置としての対応策を盛り込んでいるという。さらに、「復興」というコード名に見合うように、北朝鮮経済の開発戦略も盛り込んでいるという。

しかし、「復興」の存在は韓国メディアが報じたものであり、韓国政府は計画の存在そのものを否定している。

2 朝鮮半島有事への日本の対応

後方基地としての日本

一九五〇年に勃発した朝鮮戦争で、日本は米軍の作戦および輸送拠点として重要な役割を果たした。福岡県の博多港や板付空軍基地、長崎県の佐世保港、山口県の岩国飛行場などは、その中核であった。また、日本の工場では米軍のために兵器の生産や修理が行われ、日本の鉄道や船舶が軍事物資の輸送を担った。そして、戦争で負傷した米兵は日本の病院で治療を受けた。そのうえ、朝鮮半島で勤務した経験のある数千人の日本人の船舶・鉄道専門家が極秘で朝鮮半島に渡り、米軍のために働いた。日本の海上保安庁の掃海部隊も朝鮮半島の周辺海域で機雷を除去し、その過程で一名の戦死者を出した。

朝鮮戦争休戦後も、朝鮮半島有事における後方基地としての日本の重要性は認識され続けていた。例えば、日米両国は一九六〇年に新しい安全保障条約を締結した際、在日米軍が日本から行う「戦闘作戦行動」を事前協議の対象とすることで合意したが、これによって朝鮮半島有事に在日米軍基地を使用できなくなる可能性を米国が憂慮したため、日米両国は非公開の「議事録」によって、朝鮮半島有事の際には国連軍の指揮下で行動する在日米軍が事前協議なしに在日米軍基地を使用できるという、いわゆる「密約」を結んだ。

その後、一九六九年には佐藤栄作首相がニクソン米大統領との日米共同声明で、「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」という考え方を——いわゆる「韓国条項」——を示し、日本が韓国防衛のために、より大きい貢献を行うとの意志を表明した。さらに、佐藤首相はナショナル・プレス・クラブでの演説で、「万一韓国に対し武力攻撃が発生し、これに対処するため、米軍が日本国内の施設、区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならないような事態が生じた場合には、日本政府としては、このような認識に立って、事前協議に対し前向きに、かつすみやかに態度を決定する方針であります」と述べた。

日本側は、これらの意思表明を通じて一九六〇年の「密約」を失効させようとし、そのための対米交渉を行った。しかし、その努力は不調に終わり、結局、日米両国は本「密約」の有効性について明確な決着をつけないまま交渉を終えた（外務省調査チーム二〇二〇、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会二〇一〇）。このため、こんにちにおいても日米間で「密約」の有効性の問題は曖昧なままとなっており、実態としては、日本政府が朝鮮半島有事において事前協議は必要と考えているのに対し、米政府は場合によって事前協議は不要との立場をとっているものと思われる。

ここで懸念されるのは、近年、北朝鮮の核・ミサイル開発が進展したことによって、朝鮮半島有事において日本が米軍に基地を提供することのリスクが大幅に高まっている点である。北朝鮮は一九九〇年代末頃から対日用のミサイルであるノドンを配備し始め、すでに五〇両程度の移動式発射台と二〇〇発以上のミサイルを配備している。核兵器についても、二〇一三年に行われた第三次核実験では小型化・軽量化された核兵器が用いられた可能性が高い。つまり、紛争発生時に北朝鮮が日本に対して、「米軍

に基地を使わせるのであれば日本を核攻撃する」との脅迫を行うことが可能になりつつあり、実際に核兵器を使用しないとしても、通常弾などによる相当規模の攻撃を敢行しようとすることは確実である。このため、危機時には基地を使用したい米国と戦争に巻き込まれたくない日本の利害が対立し、日米関係が緊張する可能性が高まっているといえる。

こうしたなか、二〇一四年七月、安倍晋三首相は朝鮮半島有事における在日米軍基地の使用について、「〔韓国に〕来援する米国の海兵隊は日本から出ていくわけでありまして、当然これは事前協議の対象になるわけでありますから、日本が行くことを了解しなければ韓国に救援に駆け付けることはできない」と述べ、「密約」が無効になっているとの立場を示した。これに韓国側は強く反発し、ある韓国軍当局者は「日本政府が朝鮮半島有事時に在日米軍を投入する問題について介入できる根拠はない」と述べたという。つまり、少なくとも韓国は、現在も「密約」は有効という認識をもっているのである。

勿論、日米関係に与える影響を考えると、朝鮮半島有事において日本が米軍に基地使用を許可しないとの判断を下すのは容易なことではない。しかし、ノドンの配備によって日本が軍事的に聖域ではなくなっていることを関係各国は理解する必要がある、危機時にどうやって米軍の基地使用と日本の安全確保を両立していくか、また日米韓の協力関係をいかに維持していくかを真剣に議論しておく必要があるといえる。

韓国防衛のための日本の支援

朝鮮戦争に日本の掃海部隊が参戦したのを除けば、一九六〇年代中盤までは韓国防衛に対する日本の

貢献は、もっぱら米軍への基地の提供が中心となっていた。しかし、ベトナム戦争をきっかけに米国の韓国への防衛コミットメントが低下すると、米韓両国は日本に韓国防衛への直接的貢献を求めるようになり、その結果、一九六九年の日米共同声明に「韓国条項」が入れられた。

当時、米国の対韓コミットメント低下に直面した韓国は「自主国防政策」を打ち出し、防衛産業の育成に取り組み始めた。なかでも、浦項製鉄所建設事業はその中核プロジェクトであったが、日本はこの製鉄所の建設のために資金と技術を提供することに応じた。浦項製鉄所建設が韓国の防衛産業の中核になることを理解しつつも日本が支援提供に応じたのは、まさに「韓国条項」の考え方を反映したものであった。もちろん、日本側は浦項製鉄所建設に韓国防衛のための支援という側面があることを否定していたが、すくなくとも韓国側は、日本からの支援を自国の防衛に活用するとの考えを明確にもっていた（東二〇六）。

その後、韓国の防衛産業が自立するようになり、日本の防衛力が数次にわたる整備計画によって強化されると、米国は日本に朝鮮半島有事における軍事的貢献を求めるようになってきた。そして、一九七八年に「日米防衛協力のための指針（第一次ガイドライン）」が合意されると、朝鮮半島有事における日本の役割に期待が高まった。

その結果、一九八二年には日米両国が、朝鮮半島における紛争などの「極東有事」についての研究を開始したが、新たな基地・施設などの提供や米軍に対する自衛隊の支援が検討項目に挙げられそうになると、主管官庁の外務省は慎重な姿勢に転じた。また同時期に、米国は日本の憲法が許容する個別的自衛権でも対応可能であるとして、朝鮮半島の有事が日本に波及する事態を想定した「作戦計画五〇五

二」の草案を準備したが、日本側は議論に応じなかった。こうして、朝鮮半島有事に関する日米共同研究は、冷戦後まで持ち越されることになった。

一方、一九八〇年代に入ってから、日本が経済的手段によって韓国の防衛を事実上支援するという方式は維持された。当時、韓国は「韓国は、自由陣営の要として、実に、国家予算の三五%を、国防予算に費やしている。これは、韓国のためばかりでなく、自由陣営の国々、なにかんずく、日本のためになっている」との論理で日本に経済支援を要求し、結局、一九八三年、日本は四〇億ドルという巨額の借款を韓国に提供することになった(小倉二〇三)。

冷戦後、日本は北朝鮮の核開発に起因する朝鮮半島危機に直面することになり、日本に対する直接的な攻撃には至らないものの、日本の安全にとって重大な事態が生じた場合、どう対応するかが議論されるようになった。一九九三年の北朝鮮による核拡散防止条約(NPT)脱退表明をきっかけに、日本政府はひそかに有事研究を始めた。石原信雄内閣官房副長官のもと、内閣安全保障室、外務省、防衛庁、警察庁の「四省庁会議」が開かれ、日本がどのような対応をとるべきか、法的問題は何かなどが検討された。その結果、日本政府内では、朝鮮半島有事の際には緊急時限立法で対処すべきとの認識が形成され、具体的には、①邦人救出のために自衛隊機などを国外派遣する(自衛隊法改正)、②海上自衛隊や海上保安庁が海上臨検に参加する(自衛隊法と海上保安庁法改正)、③海上封鎖などを行う米軍に水や食糧、燃料の補給を含めた後方支援を行う(新規立法と物品管理法等の改正)、④海上封鎖海域で掃海作業を行う(自衛隊法改正)、⑤武装テロの奇襲攻撃に自衛隊が対処する(自衛隊法改正)などの措置が必要であると考えられた。

一方、一九九三年から九四年にかけて、自衛隊でも統合幕僚会議の第三幕僚室を中心に朝鮮半島有事における行動について検討が行われた。検討対象は、米軍との共同行動を前提とせず、日本独自で行えるものに絞った。こうした検討を通じ、自衛隊は一九九四年七月に「K半島事態対処計画」を策定した。同計画は、朝鮮半島に関する情報活動、沿岸および重要防護対象の警備、在韓邦人の救出、避難民対策など計一二項目について、自衛隊の対処能力を評価したものであった(半田二〇一四)。幸い、本計画策定とはほぼ同時期にカーター米元大統領の訪朝などによって朝鮮半島危機は回避され、本計画が実際に用いられることはなかった。

以上のように、日本国内に議論の下地ができていたこともあり、のちに日本は朝鮮半島有事を想定した、より具体的な対応策をとることになる。そのきっかけとなったのが、一九九五年に米国が発表した「東アジア戦略報告(ナイ・レポート)」である。ナイ・レポートは冷戦後の安全保障環境の変化を踏まえて日米同盟の再定義を呼びかけるものであったが、これを受けて同年一月に村山政権下で二〇年ぶりに改訂された「防衛計画の大綱」は、「我が国周辺において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には……日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ること等により適切に対応」と言及し、日米同盟再定義の方向性を打ち出した。

その後、一九九六年に橋本龍太郎首相とクリントン米大統領が発表した「日米安全保障共同宣言」で、双方は両国の安全のためだけでなく、地域の問題や地球規模の問題への取組みについても協力を推進することと合意し、日本防衛のための協力が中心課題となっていた第一次ガイドラインを見直す方針を打ち出した。そして同年五月、橋本首相は共同宣言を踏まえつつ、朝鮮半島有事において日本がとるべき

対応として、①在外邦人等の救出、②大量避難民対策、③沿岸・重要施設警備、テロ対策、④対米支援の四項目についての研究を指示した。この中でガイドラインに最も深く関係していたのが対米支援であり、米国側も朝鮮半島有事の際に日本からどのような支援を得られることになるのかに強い関心をもっていた。

結局、一九九七年に見直された「日米防衛協力のための指針」(第二次ガイドライン)によって、日本は「周辺事態」において米軍に対して後方地域支援(補給、輸送、整備、衛生、警備、通信など)を提供するとともに、情報収集、警戒監視、機雷除去などについて協力を行うこととなった。これを受けて、日本では新たな国内法の整備が必要となり、一九九九年には「周辺事態法」が、二〇〇〇年には「船舶検査活動法」が、それぞれ国会で成立した。なお、ここでいう「周辺事態」は、「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与えるもの」と定義されていたが、実際は朝鮮半島有事を前提にしていたため、ガイドラインの見直しによって、日本が韓国防衛のために米軍を支援するようになったといえる。

さらに二〇〇二年には、第二次ガイドラインを具体化させるための「概念計画五〇五五」が日米間で合意された。本計画では、自衛隊が、戦闘で行方不明になった米軍人の捜索・救難を行ったり、日本にある米軍基地などの安全を確保したりすることになっていた。数百人にのぼる北朝鮮の武装工作員が上陸する可能性も想定し、米軍基地や原子力発電所など重要施設一三五カ所を陸上自衛隊が警護することもあり盛り込まれていた。海上自衛隊は護衛艦や哨戒機などで海上を警戒するとともに、朝鮮半島と九州とを結ぶ輸送ルートに浮遊する機雷を掃海することが期待されていた。そして、航空自衛隊は早期警戒管

制機で情報収集を行ったり、輸送機で朝鮮半島からの避難民の輸送支援を行ったりすることになったという。

その後、二〇一四年に再び日米でガイドラインを見直すことになり、また日本が限定的ながらも集団的自衛権を行使するとの決定を行った。この新しいガイドライン(第三次ガイドライン)では、朝鮮半島有事において日本が実施することのできる活動が広がると考えられ、その意味では日本の韓国防衛に対するコミットメントは向上するといえる。具体的には、日本が集団的自衛権を行使できるようになったことによって、①弾道ミサイル発射の警戒や邦人輸送にあたっている米艦を防護する、②より広い海空域において、米軍に弾薬等の提供を含む後方支援を行う、③以前よりも広い範囲で自衛隊が機雷の掃海を行う、などの行動が可能になると考えられる。

なお、集団的自衛権の行使容認により、日本は米韓両軍と目標選定情報を共有できるようになったため、弾道ミサイル防衛(BMD)について日米韓がより緊密な情報共有を行うことも法的には可能となった。もし、これが実現すれば、北朝鮮のミサイル発射地点近くに多くのレーダーやセンサーをもっている韓国の情報を日本が利用することができるようになる。そうすれば、現在までのように日本が一方的に韓国の防衛を支援するのではなく、韓国も日本の防衛に貢献することになり、日韓の防衛協力がより双方向的なものになるといえる。

このように、第三次ガイドラインの策定は、一般論としては日米の対韓防衛コミットメントを強化するものである。しかし、日米両国は同時に台頭する中国への対処のために、より多くの資源を振り向けるようになってきており、その意味では朝鮮半島有事への関心は相対的に低下すると考えられる。従っ

て、今後、日米両国は、朝鮮半島有事と中国への対処という二つの重要な政策目標の間でどのようなバランスをとっていくかを真剣に考えなければならなくなるであろう。

日本の役割に対する韓国の認識

韓国防衛に対する日本の貢献について、韓国は微妙な態度をとってきた。一方では、北朝鮮の脅威に對抗するためには日本の協力が不可欠であるとの認識をもちつつも、他方では、日本が関与を深めることで、朝鮮半島における日本の影響力が高まるのは好ましくないと考えたのである。

北朝鮮の脅威を強く感じていた一九六〇年代後半の韓国は、日本の協力を得るために、韓国の防衛が日本の安全保障につながることを強調していた。一九六九年には朴正熙大統領が記者会見で、「日本政府や国民が韓国の安全が日本の安全と直結しているという事実をもっと深刻に認識すべきです」と述べた。さらに同年八月に開催された第三回日韓定期閣僚会議では、「両国の安全と繁栄が極めて密接な関係にあるとの認識を再確認した。韓国のこうした一連の認識は、佐藤・ニクソンの日米共同宣言で言及された「韓国条項」にも反映された。

当時、韓国は米国のアジアに対する防衛コミットメントが縮小することに備え、新たな集団防衛体制を構築する必要性を認識し、日本もその中で応分の負担をすべきと考えていた。しかし、日米間で沖繩返還交渉が進み、朝鮮半島有事の際に米軍基地の機能が制約される可能性が出てくると、韓国は危機感を抱いた。そのため、一九六九年の日米共同声明の発表後、駐韓日本大使は朴大統領と面談し、沖繩返還後も基地機能は維持されると説明し、さらに非常事態の際には核兵器の搬入が可能と解釈されている

ことを伝えることで、韓国の懸念を払拭しようとした(小林二〇一)。

さらに、この時期から一九七〇年代にかけて日本は韓国の国防産業育成を官民の支援で支え、一九八〇年代には四〇億ドルの借款を提供した。韓国側は、このような日本の支援を「安保経協(安全保障のための経済協力)」と呼んで高く評価した。

しかし、冷戦が収束に向かい、南北朝鮮に対話ムードが生じ始めると、韓国では日本の防衛力を「軍事的脅威」とみなすようになり、韓国のメディアや研究者の間で日本の「軍国主義化」が語られるようになった。一方、韓国政府はこれに比較的冷静な対応をとった。李相玉(イサンオク)外務部長官は一九九一年、日本は軍事大国を志向しているのではなく、自己の経済力と国際的地位に相應する政治的および外交的な役割と寄与を行なう立場をとっていると述べ、日本の防衛政策に理解を示した。李鍾九(イジョンク)国防部長官も同年、限定的な日韓交流協力関係から脱皮し、軍事交流協力を段階的に拡大すると述べた。当時はまだ、日韓の安全保障コミュニティの間に十分な対話が存在していなかったこともあり、その後の日韓の軍事当局間の対話や交流は急速に拡大した。

その後、韓国の経済発展、北朝鮮の核開発による朝鮮半島危機、ガイドラインの見直しなどを背景に、韓国防衛に対する日本の支援の形態は、経済的支援から米軍への後方支援を中心とする軍事的なものに変化していった。これに対する韓国政府の態度は、「消極的な受容」であった。日本側が、できたばかりの第二次ガイドラインを韓国側に説明した時、韓国側は、①自衛隊の艦艇が公海上で機雷を除去すること、②国連の経済制裁が行われた場合、公海上で外国船舶を臨検すること、③自国民の輸送のために自衛隊の艦艇を派遣することについて、韓国の領海や領空に自衛隊が進入する口実を与える可能性がある

り、主権に関わるとして「2C1A」を要求したという。「2C1A」とは、自衛隊が韓国の領海・領空に進入する場合、韓国政府と協議し（consult）、同意を受け（consent）、諮問を求めなければならない（advised）ことであった。

韓国政府は日本の軍事的役割の増大が「政治大国化」戦略に伴うものであり、朝鮮半島に対する影響力増大につながる可能性もあるとの懸念を抱きつつも、日本との安保対話や海難救助における共同訓練などには積極的に応じる姿勢をみせた。この背景には、一九九八年に金大中大統領が訪日し、日韓関係がかつてない友好ムードに包まれていたことも作用した。一九九九年の『東亜日報』による世論調査では、「日韓間で防衛面における交流を深めていくことは望ましいか」との質問に、韓国人の六五七％が肯定的な回答を示したのである。

その後、北朝鮮の核・ミサイル開発や拉致問題により、「北朝鮮の脅威に直面する日本」という新しい要素が登場する一方、北朝鮮に融和姿勢を示す韓国の指導者の登場で「北朝鮮の脅威を感じない韓国」が登場したため、日韓間で基本的な脅威認識が一致しなくなった。このため、日韓安保協力に限界が生じてきたのはある意味で仕方がないことであった。さらに近年では、不確実な北朝鮮情勢に不安を抱えつつも、国際社会における韓国の地位が高まったことに伴い、韓国は時には日本に対する優越感さえもつようになった。また、歴史認識問題や竹島をめぐる領土問題が重要な政治課題となったことで、日韓間の安全保障協力は一層難しさを増している。

しかし、日本はすでに米国との防衛協力の枠組みの中で韓国防衛に深く関与し、ガイドラインも朝鮮半島有事に備えて見直されているため、歴史認識問題などの日韓対立が日米韓の安全保障協力の体制を

無力化する可能性は低い。また、二〇一四年七月に日本政府が集団的自衛権の行使容認を決めたことに對しても、韓国の一般国民の間では否定的な見方が多い反面、専門家の間には韓国の安全保障にも寄与しうるものとの見方もある。

3 日本の安全保障戦略における韓国の位置づけと日韓安全保障協力の将来

中国の台頭と日本の安全保障戦略における韓国の位置づけ

現在、日本の安全保障戦略の中で最も重要な課題は、中国の台頭で力のバランスが崩れつつあるアジアにおいて、平和と安定を維持することである。近年、アジアにおける中国の台頭、特に軍事力の増強は目覚ましいものがある。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）によると、二〇〇五―一四年の一〇年間で米国の防衛費は〇・四％、日本の防衛費は三・七％それぞれ減少したのに対し、中国の国防費は一六七％も増加した。しかも、米国の防衛費にはアフガニスタンとイラクでの戦費も含まれており、軍事能力の強化は限定的なものであった。勿論、単年度の防衛費の絶対値を見れば、二〇一四年においても米国が圧倒的な世界第一位で六一〇〇億ドル、第二位が中国で二一六〇億ドルであり、日本は第九位で四五八億ドルであったが、長期的なトレンドをみれば、今後いくら日米が緊密に協力したとしても中国と競争するのは難しくなっていくであろうことが分かる。

これに対して日本の国家安全保障戦略が打ち出している対応策は、日米協力の緊密化を進めつつ、同時に他の地域諸国との安全保障協力を緊密化させていくというものである。具体的には、韓国、オース

トラリア、東南アジア諸国、インドが新たな安全保障上のパートナーとして注目されている。つまり、これらの国々を戦略的なパートナーとして、日米同盟を地域的な広がりをもつ共同防衛ネットワークに発展させていけば、中国の台頭に対応して地域における力のバランスを維持できるといふ発想である。

冷戦期とは異なり、これらのアジア各国は軍事的にも相当の能力をもちつつある。前述したSIPRIのデータによれば、インドの防衛費は過去一〇年間に三九%増加し、二〇一四年には五〇〇億ドルで世界第七位となった。韓国の国防費は過去一〇年間に三四%増加し、二〇一四年には三六七億ドルで世界第一〇位であった。オーストラリアの防衛費も過去一〇年間に二七%増加し、二〇一四年には二五四億ドルで世界第一三位であった。

こうしたことから、韓国は潜在的な戦略上のパートナーとして、日本の安全保障戦略の中で重要な地位を占めているといえるのである。しかも、近年の韓国の軍事力建設の方向をみると、海軍は大型輸送艦を導入したり、初の機動部隊を創設したりしており、空軍も次世代戦闘機としてF-三五の導入を進めるなど、単に北朝鮮に対応するだけでなく、より広い範囲で役割を果たすことのできる能力を保有しつつあることが分かる。しかし、現実には歴史問題や領土問題によって日韓関係が悪化し、両国の安全保障協力は進展しないままになっている。このため、日本はもっぱら韓国以外の国々——オーストラリア、東南アジア諸国、インド——との安全保障協力を積極的に進めているのが現状である。

中韓関係の緊密化と摩擦要因

日韓間の政治問題以外にも、両国の安全保障協力が進まない背景として、しばしば言及されるのが中

韓関係の緊密化である。事実、朴槿恵^{パク・グンヘ}政権が発足してから、韓国は「韓米同盟と韓中同伴者関係の調和・発展」、つまり米韓関係と中韓関係を軸とする対外戦略を推進するようになってきている。その背景には、韓国の国内総生産の一三%程度が中国への輸出に依存しているという事実や、中国が北朝鮮に対して強い影響力をもっているとの認識などがある。

しかし、より詳細にみていくと、中韓関係は必ずしも順風満帆ではないことが分かる。例えば、近年、韓国の排他的経済水域内で不法操業を行う中国漁船が増えており、これをめぐって、すでに四名の死者が出ている。二〇〇八年には、不法操業中の中国漁船を取り締まろうとした韓国の海洋警察官が中国船員にスコップで頭を殴られた上、海に突き落とされて死亡した。二〇一一年にも同様の状況で、韓国の海洋警察官が中国側の船長に凶器で脇腹を刺されて死亡した。逆に、二〇一二年には中国漁船を取り締まろうとした韓国の海洋警察官が発砲したゴム弾によって中国船員一名が死亡し、二〇一四年にも同様の状況で海洋警察官が拳銃を発砲し、中国人船長が死亡した。

韓国人の中国に対する懸念は世論調査でも明らかにになっている。例えば、二〇一三年に韓国のシンクタンクである峨山^{アサン}研究所が行った世論調査によると、「韓国にとって脅威となる国はどこですか」との問いに対し、第一位は北朝鮮(六一・四%)、第二位は中国(五九・七%)であり、日本は第三位(五五・九%)であったとの結果が出ている。さらに、二〇一二年の調査機関「ザ・プラン・コリア」による統一・外交・安保に関する意識調査では、「現在、(韓国の)国家安保を脅かしている国は」との質問について、第一位が北朝鮮(三七・八%)、第二位が日本(二七・八%)、第三位が中国(一八・三%)という結果が出たのに対し、「二〇年後、国家安保の最大の脅威になる国は」との質問については、第一位が中国(四〇・九%)、

第二位が北朝鮮(二・〇%)、第三位が日本(二・〇%)という結果が出ている。こうした結果からも、中韓関係の実態は日本人が一般に考えているより複雑かつ難しいものであることが分かる。

日韓安全保障協力の将来

冷戦後、朝鮮半島における通常戦力のバランスが韓国に有利になってきており、また、日米防衛ガイドラインの見直しなどを通じて韓国防衛のための協力体制が強化されたこともあり、韓国は日韓の安全保障協力強化の必要性を以前ほど強く感じなくなった。今後も米国の対韓防衛コミットメントが弱体化するなどの変化が起きない限り、北朝鮮への対応という文脈の中で韓国が日本との防衛協力の強化を求めてくる可能性は必ずしも高くない。他方、現時点において中韓関係は良好であるが、将来においても中韓両国が安全保障問題も含めて良好な関係を維持できるかどうかは不透明である。こうしたことから、今後、日本と韓国の安全保障関係がどのような方向に向かうかを決める最大の要因は、北朝鮮ではなく中国になっていくのではないかと考えられる。

日本語参考文献

- 東清彦(二〇〇六)『日韓安全保障関係の変遷——国交正常化から冷戦後まで』『国際安全保障』三三巻四号
 いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会(二〇一〇)『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』外務省
 恵谷治(二〇一三)『北朝鮮はどんなふうに崩壊するのか』小学館101新書
 小倉和夫(二〇一三)『秘録・日韓一兆円資金』講談社

オーバードーフアー、ドン(二〇〇二)『二つの 코리아——国際政治の中の朝鮮半島(特別最新版)』菱木一美訳、共同通信社

外務省調査チーム(二〇一〇)『いわゆる「密約」問題に関する調査報告書』外務省

小林聡明(二〇一〇)『沖縄返還をめぐる韓国外交の展開と北朝鮮の反応』竹内俊隆編著『日米同盟論——歴史・

機能・周辺諸国の視点』ミネルヴァ書房

崔慶原(二〇一四)『冷戦期日韓安全保障関係の形成』慶應義塾大学出版会

半田滋(二〇一四)『日本は戦争をするのか——集団的自衛権と自衛隊』岩波新書

道下徳成(二〇一三)『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史——一九六六—二〇一二年』ミネルヴァ書房

韓国語参考文献(書名など)に関しては著者の責任で日本語に訳した

李鍾煥(二〇一四)『盧武鉉時代の統一外交安保備志録——刃上の平和』ケマゴウォン

木宮正史 序論・第3章

1960年生。東京大学大学院総合文化研究科教授，韓国学
研究部門長。政治学，国際関係論，朝鮮半島地域研究。
『国際政治のなかの韓国現代史』（山川出版社），『韓国——
民主化と経済発展のダイナミズム』（ちくま新書）他。

シリーズ 日本の安全保障 6
朝鮮半島と東アジア

(全8巻)

2015年6月26日 第1刷発行

編者 きみやただし
木宮正史

発行者 岡本 厚

発行所 株式会社 岩波書店
〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
電話案内 03-5210-4000
<http://www.iwanami.co.jp/>

印刷・法令印刷 カバー・半七印刷 製本・松岳社

© 岩波書店 2015
ISBN 978-4-00-028756-2 Printed in Japan

執筆者紹介

浅野豊美(あさの・とよみ) 第1章

1964年生。早稲田大学政治経済学術院教授。日本政治外交史，東アジア
国際関係史。『帝国日本の植民地法制——法域統合と帝国秩序』（名古屋大
学出版会），『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編——請求権と歴史認
識問題の起源』（編著，慈学社出版）他。

古川浩司(ふるかわ・こうじ) 第2章

1972年生。中京大学法学部教授。国際関係論，境界地域研究。『安全保障
論』（共著，信山社），『資料で学ぶ国際関係（第2版）』（共編著，法律文化社）
他。

西野純也(にし・じゅんや) 第4章

1973年生。慶應義塾大学法学部准教授。現代韓国朝鮮政治，東アジア国
際政治，日韓関係。『朝鮮半島の秩序再編』（共編著，慶應義塾大学出版会），
『転換期の東アジアと北朝鮮問題』（共編著，慶應義塾大学出版会）他。

朴 正 鎮(パク・ジョンジン) 第5章

1972年生。津田塾大学学芸学部国際関係学科准教授。国際関係論。『日朝
冷戦構造の誕生——1945—1965 封印された外交史』（平凡社），『帰国運動
とは何だったのか——封印された日朝関係史』（共編著，平凡社）他。

宮本 悟(みやもと・さとる) 第6章

1970年生。聖学院大学政治経済学部政治経済学科特任教授。政治学，国
際政治学，安全保障論，政軍関係論，朝鮮半島研究。『北朝鮮ではなぜ軍
事クーデターが起きないのか？——政軍関係論で読み解く軍隊統制と対外
軍事支援』（潮書房光人社），『日本と韓国——互いに敬遠しあう関係』（共著，
原書房）他。

道下徳成(みちした・なるしげ) 第7章

1965年生。政策研究大学院大学教授。安全保障・戦略研究，日本の防衛
政策，朝鮮半島の安全保障問題。『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史——1966～
2012年』（ミネルヴァ書房），『現代戦略論——戦争は政治の手段か』（共著，
勁草書房）他。

東 清彦(あづま・きよひこ) 第7章

1967年生。東アジア問題研究家。前日本国瀋陽総領事館専門調査員。「日韓安全保障関係の変遷——国交正常化から冷戦後まで」(『国際安全保障』33巻4号)他。

磯崎典世(いそざき・のりよ) 第8章

1962年生。学習院大学法学部教授。比較政治、現代韓国政治。『日韓関係史 1965-2015 Ⅲ 社会・文化』(編著、東京大学出版会)、『現代韓国の市民社会・利益団体——日韓比較による体制移行の研究』(共著、木鐸社)他。

下斗米伸夫(しもとまい・のぶお) 第9章

1948年生。法政大学法学部教授。比較政治、ロシア・CIS政治、ソ連政治史。『日ロ関係 歴史と現代』(法政大学現代法研究所)、『プーチンはアジアをめざす——激変する国際政治』(NHK出版新書)他。

大庭三枝(おおば・みえ) 第10章

1968年生。東京理科大学工学部第一部教授。国際関係論、東アジアの国際関係、地域主義の理論的および実証的研究。『重層的な地域としてのアジア——対立と共存の構図』(有斐閣)、『アジア太平洋地域形成への道程——境界国家日豪のアイデンティティ模索と地域主義』(ミネルヴァ書房)他。

佐橋 亮(さはし・りょう) 第11章

1978年生。神奈川大学法学部准教授。国際政治学、特にアメリカのアジア政策、米中関係と台湾、アジア太平洋の安全保障。『支配への競争——米中対立の構図とアジアの将来』(監訳、日本評論社)、『アジア太平洋の安全保障アーキテクチャー——地域安全保障の三層構造』(共著、日本評論社)他。